主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人中場嘉久二の上告趣意中判例違反をいう点は、所論引用の判例は、衆議院 議員選挙法――五条一号の解釈につき、投票終了後であつても、同条の罪の成立が あることを判示したにすぎず、所論のように、同条の罪の成立を開票終了時までに 限定した趣旨とは認めがたいから、所論は前提を欠き、その余の論旨は、事実誤認、 量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由にあたらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和四四年一〇月二日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	岩	田		誠
裁判官	λ	江	俊	郎
裁判官	長	部	謹	吾
裁判官	松	田	=	郎
裁判官	大	隅	健一	郎